

柏市増尾・新柏地域ふるさと協議会各部会事業細則

(総務広報部)

第1条 総務広報部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 総会、役員会、専門部会等会議に関する事。
- (2) 視察研修に関する事。
- (3) 広報活動に関する事。
- (4) 各種講座に関する事。
- (5) 予算、決算及び会計に関する事。
- (6) その他総務広報事業全般に関する事。
- (7) 緑化、環境整備に関する事。
- (8) 他の部の所管に属さない事項に関する事。

(文化体育部)

第2条 文化体育部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文化祭に関する事。
- (2) スポーツに関する事。
- (3) 文化、体育団体、サークル活動に関する事。
- (4) その他文化、体育全般に関する事。

(防犯防災部)

第3条 防犯防災部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 災害発生時における地域住民の安全確保等の活動に関する事。
- (2) 防災訓練に関する事。
- (3) 救急救命講座等に関する事。
- (4) 防犯パトロールに関する事。
- (5) その他防犯・防災事業全般に関する事。

(地区社協部)

第4条 地区社協部は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保健福祉事業に関する事。
- (2) 社会福祉事業に関する事。
- (3) その他地域福祉事業全般に関する事。

付則

- ① この細則は、平成18年5月21日から施行する。
- ② 平成20年5月18日改定。
- ③ 平成29年5月14日改定。
- ④ 令和7年5月11日改定。
- ⑤ 名称は令和8年4月1日改定。